

令和2年度農商工連携成長産業化支援事業 専門家派遣実施要綱

1 趣旨

県内の農林漁業者と中小企業者等の連携による、新たな取組のためのリサーチや新商品の企画・開発、ブランド化等の取組（以下「農商工連携による取組」という。）において、必要となる専門的な知見を有する専門家を派遣し、県内産業の振興に資する。

2 派遣対象者

農商工連携による取組を行う次のいずれかに該当する事業者とする。

- ・県内に事業所を有する企業等（会社、個人）
- ・県内の農林漁業者
- ・県内の企業や農林漁業者を支援する団体等
- ・県内の中小企業者と農林漁業者の連携体

ただし、原則として、専門家の派遣は、同一の事業者に対して令和3年3月31日までに3回以内とする。

3 専門家の活動

県からの派遣要請を受けた専門家は、申請に基づき次のような活動を行うものとする。

- (1) 県内事業者の要請に基づく現地、または集合研修での指導・助言
- (2) 県内事業者の訪問研修などへの対応
- (3) 農商工連携の取組を促進する講演会、研修会等での講演・指導・助言
- (4) その他当事業の目的を達成するために必要な活動

4 専門家派遣の申込手続き

- (1) 専門家派遣を希望する事業者は、「令和2年度農商工連携成長産業化支援事業 専門家派遣申込書」（様式1）を青森県商工労働部地域産業課（以下「地域産業課」という。）へ提出しなければならない。
- (2) 地域産業課は、提出された申請書等を審査し、派遣が適当と判断される場合は、適切な専門家を選定し、派遣日程等について申込者と派遣予定の専門家との調整を図るものとする。
- (3) 地域産業課は、派遣日程等を決定した場合は、派遣する専門家及び申込者に対して、派遣決定及び派遣日程等を通知する。
- (4) 申込者は、派遣終了後速やかに、「令和2年度農商工連携成長産業化支援事業 専門家派遣成果等報告書」（様式2）を提出する。

5 専門家派遣等の経費負担

専門家派遣に係る謝金・旅費については、県の規程に基づき予算の範囲内

で地域産業課が原則支払うものとする。